平成２３年（フ）第２５４号
北海道旭川市神居１条12丁目２番２号
債務者　田原与志博
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　元弥
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５５号
北海道紋別郡滝上町字滝ノ上原野１線番外地
債務者　須釜　　哲
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小門　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年９月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４５４４号
大阪市東成区神路１丁目14番26―207号
債務者　前田洋子こと　黄　　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　濵野　裕司
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９５号
奈良県北葛城郡広陵町大字古寺136番地１
債務者　古瀬　直美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第１０２号
岐阜県大垣市上石津町下山659番地
債務者　丸澤　友子
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第６６号
群馬県邑楽郡大泉町城之内４丁目４番10号
債務者　早園　成樹
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１４６号
群馬県太田市飯塚町864番地２
債務者　髙久　利代
1　決定年月日時　平成23年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第８３２１号
大阪市東淀川区豊里７丁目14番25―102号
債務者　日野　美沙
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８９８８号
大阪市阿倍野区王子町３丁目２番24号、住民票上の住所堺市北区東三国ヶ丘町２丁１番３―801号
債務者　前田　康博
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７８２号
大阪市大正区三軒家西１丁目４番28号　音羽マンション201号
債務者　原田　和俊
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４５０号
大阪市城東区関目６丁目13番９―502号
債務者　奥村　暢章
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４００号
大阪市住之江区新北島５丁目２番28―606号
債務者　玉利　祐馬
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７０号
大阪府大東市深野４丁目７番３号　ヴェル・ヴィラージュ201号
債務者　古賀あかね
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３８８３号
大阪市東淀川区大桐５丁目16番10―201号
債務者　中岡　敏幸
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９１４号
大阪市平野区喜連東３丁目６番９―504号
債務者　村田サーキュレイトこと　村田　博之
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９２０号
大阪府門真市大字稗島181番地の２
債務者　岡本　早苗（旧姓朝田）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３９９５号
大阪府枚方市招提南町３丁目18番10―406号
債務者　山﨑　正雄
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０５２号
大阪市城東区今福西５丁目２番19号
債務者　水谷　真人
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部